

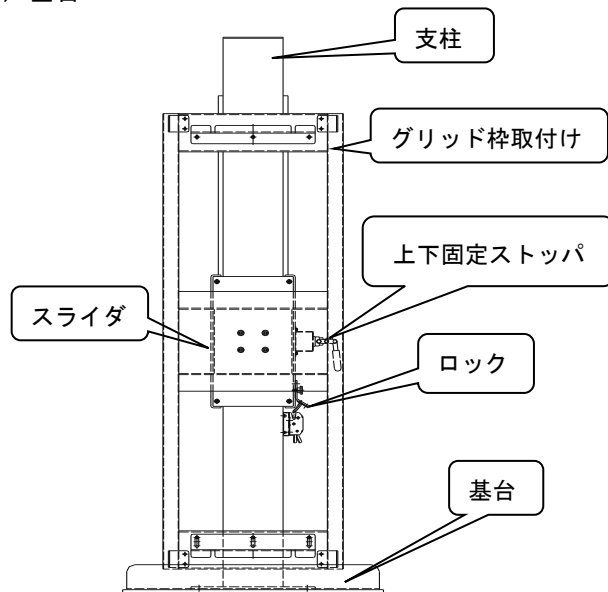
【形状・構造及び原理等】

1. 形状

本装置は、以下の各ユニットから構成されます。

標準構成

- 1) 支柱
- 2) グリッド枠取付部
- 3) スライダ
- 4) ロック
- 5) 上下固定ストッパ
- 6) 基台



2. 原理

本装置は、汎用 X 線装置を必要とする立位撮影の場合に被検者の撮影部位に位置決めをするよう設計されている。グリッド枠取付部の懸垂方式はカウンターバランス式でワイヤー 2 本吊りです。上下移動は手動で行い固定は機械式レバー操作で行う。

【使用目的又は効果】

この装置は X 線発生装置と組合せて、長尺可能なグリッド枠に FPD をセットして立位撮影に用いる撮影台です。

【使用方法等】

1. 使用方法

グリッド枠取付部に長尺可能なグリッド枠と FPD を装着し、撮影部位の高さに合せ固定します。組み合せ汎用 X 線装置の X 線管とグリッド枠との中心位置合せ後 X 線撮影を行います。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- 1) 未整備の状態で使用すると、部品の落下や装置の転倒、破損による健康被害や火災発生につながる恐れがあります。
- 2) 基台へ被検者の乗り降りには、十分注意すること。転倒などの恐れがあります。
- 3) 被検者、操作者、介助者は装置の可動部分や装置と壁や床等に挟まれない様に常に注意を払うこと。
- 4) グリッド枠取付部を上下移動させる場合は干渉物や被検者の手、足を挟まないように注意して行って下さい。
- 5) 被検者が支柱部のレール、ワイヤーロープに触れない様ご指導願います。ケガや、衣服を汚す恐れがあります。
- 6) グリッド枠取付部にグリッド枠、FPD が装着されていない状態で上下移動させると、バランス不良の状態で急激な跳ね上がり等で、機器の破損や重度のケガをする恐れがあります。
- 7) グリッド枠、FPD の着脱はグリッド枠取付部が最下位の位置で、必ずロックで固定した状態で着脱してください。
- 8) グリッド枠取付部にグリッド枠、FPD が装着されていない状態では絶対にロックを解除しないでください。バランス不良状態ですので急激な跳ね上がりで機器の破損や重度のケガをする恐れがあります。
- 9) グリッド枠取付部には垂直な方向に 250 N 以上の力を加えないこと。
- 10) グリッド枠及びフラットパネルの装着は必ず両手で、手を挟まないよう注意すること。
- 11) 可動部には被検者の方が触れないように注意すること。特に上下固定ストッパ等に触れるとグリッド枠取付け部が下がり手を挟むことがあります。
- 12) 位置決定後は必ず上下固定ストッパで確実に固定すること。
- 13) 高齢者、小児等、介助者が必要な場合の検査は介助者を付けること。

〈妊婦、産婦、授乳婦及び小児等への適用〉

妊婦、妊娠の疑いのある者、授乳中の者、及び小児へ使用する場合は医師の指示のもとで慎重に行うこと。

【保管方法及び有効期間等】

動作保証条件（撮影室内）

温度 10～40℃ 湿度 30～85%RH 気圧 700～1060 hPa
結露しないようにご注意ください。

〈耐用期間〉

10 年〔自己認証（当社データ）による〕

（但し、指定された使用環境において標準的な頻度で使用され、指定の保守点検と定期交換部品・消耗品の交換をした場合の年数であり、使用状況によっては異なる場合がある）

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検（日常点検）〉

1) 目視による点検

(1) 外観の確認

装置の外観に異常がないことを確認すること。

- ・ ケーブル、附属品などに損傷や磨耗がないこと。

(2) 清浄性の確認

清浄な状態であることを確認すること。

- ・ 装置に被検者の体液、血液、汚物及び造影剤等が付着していないこと。

(3) 装置周辺の確認

装置の妨げになる物がないこと。

2) 機能の確認

(1) 装置の正常状態の確認

装置の正常状態・正常動作を確認すること。

- ・ 可動部の動作
- ・ 装置（附属品含む）の動作
- ・ 異音、異臭がないことを確認すること。

(2) 装置の固定状態の確認

装置（オプションの正面グリップや附属品含む）の固定を確認すること。

(3) 安全機能の確認

所定の安全機能が正常に作動することを確認すること。

(4) 故障時の対応

修理が完了するまで装置の使用を禁止するよう指示・表示をしてください。人身事故や火災発生につながる恐れがあります。

(5) 洗浄・消毒

- ・ 本装置を清掃する際、シンナーやベンジンなどの溶液やコンパウンドなどの研磨剤を含むものを使用しないこと。
- ・ 金属やゴムに対して強い腐食性を持つ塩素系消毒剤、または消毒剤の取扱説明書に金属・プラスチック及びゴムの内一つでも使用が不適と注意書きのある消毒液を使用しないこと。

〈定期交換部品及び消耗品〉

特に設定はしておりません。使用頻度、操作方法、経年劣化により下記部品交換が発生する場合があります。

- ・ 上下固定ストッパ部等

詳細は取扱説明書を参照すること。

〈業者による保守点検〉

1 年ごとの定期点検を弊社または弊社の指定する業者に依頼すること。

項目	点検時期	点検内容
懸垂ワヤーの点検	1 年	ヒゲやネジレ端末部の確認
各部重要固定部	1 年	固定ねじの増し締め

詳細は取扱説明書を参照すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：三共医療機株式会社

住所：大阪市平野区加美東 6-14-22

〔販売業者（販売店）〕